

公共施設の里親になりませんか

公共施設里親制度（アダプト・プログラム）とは？

公園や歩行者専用道路などの身近な公共施設を「我が子」に見たて、地域住民の方々に「里親」として親代わりになっていただき、我が子に注ぐ愛情と同様に簡易な施設管理や環境美化活動をしていただくものです。

〜〜〜主な活動内容〜〜〜

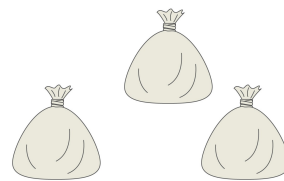
- ①散乱している空き缶、空きびん、ペットボトル、紙くすなどのごみを分別回収していただき、施設がある区域の集積所へ搬出していただきます。
(収集日は地域により異なります。)
- ②除草や植樹、マス等の清掃、簡易な樹木の剪定及び植樹への水かけ
・技能を有する作業（特殊な剪定作業や病害虫駆除のための薬剤散布など）は市で実施します。
- ③トイレ及び排水溝の清掃
- ④施設などの破損、樹木の損傷などに関する情報の提供
・施設に関する情報は、気付かれた範囲内での情報とし、提供の有無やその内容に関して責任を負うものではありません。市でも定期的に施設の点検を行います。

※①～④の活動についての報告書を年1回提出していただきます。



〜〜〜市の支援〜〜〜

- ①市指定ごみ袋の支給
- ②市役所閉庁日における軽トラックなど公用車の貸し出し（ただし、年末年始を除く）
- ③草刈りに必要な刈払機などの貸し出し（技能講習を受講した方のみ）
- ④里親サイン（里親の名称を記入した表示板）の設置（里親の希望により設置）
- ⑤保険の加入（活動中におけるケガや事故に対応するため、ボランティア活動保険に加入します。保険料は市が負担します。)



問い合わせ

●里親制度に関すること

◇公園	都市施設課	内線 4 8 4 ・ 4 8 9
◇道路	道路整備課	内線 4 8 6 ・ 4 8 8
◇河川（水路）	下水道課	内線 4 5 1 ・ 4 5 5

●公用車の貸出に関すること

◇コミュニティ推進課	内線 4 3 5 ・ 4 3 8
------------	------------------